

秋田県動物愛護センター所長 あて

誓 約 書

私は、秋田県動物愛護センター（以下「センター」という）から 犬 の譲渡を受けるにあたり、次の事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

- 1 動物の習性、生理等を十分理解するとともに、飼い主の責任を十分に自覚し、適正飼養すること。
- 2 終生飼養すること。やむを得ず飼養困難となった場合は、責任を持って新たな飼い主を探し、その結果をセンターに報告すること。
- 3 「狂犬病予防法」に基づく「狂犬病予防注射」を定期的の実施し、犬の注射済票の交付を受けること。
- 4 譲渡動物には迷子札を装着する等飼い主明示をすること。
- 5 マイクロチップ装着を行い、遅滞なくマイクロチップ番号を環境省データベースに登録手続きすること。
- 6 譲渡動物は、原則 屋内飼養とし、屋外飼養する場合は確実にけい留し、係留施設や器具等の点検を行い、逸走を防止すること。万一逸走した場合は、動物愛護センターや最寄りの警察署等へ連絡し、自らも速やかな犬の確保に努めること。
- 7 譲渡動物の飼育にあたっては、周辺環境に配慮し、近隣に迷惑をかけることのないようにすること。
- 8 譲渡動物は疾病等の特別な理由が無い限り、すみやかに不妊・去勢手術を施すこと。
- 9 譲渡動物には、年齢に沿った健康管理のための疾病予防、必要に応じて治療を受けさせること。
- 10 譲渡を受けた動物を使用し、営利を目的とした活動を行わないこと。
- 11 譲渡後、動物が疾病、行動その他に問題があった場合、あるいはその動物による問題が発生した場合は秋田県（センター）に対しその責任を一切問わないこと。
- 12 センターが実施する講習会や譲渡犬・猫同窓会等並びに秋田県が実施する行事等に積極的に参加し、動物愛護の啓発に協力すること。
- 13 その他、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「秋田県動物の愛護及び管理に関する条例」等関係法令を遵守すること。

年 月 日

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____